

平成27年2月定例会 総務委員会（付託）

平成27年2月24日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

先ほどの議会運営委員会において、閉会日に追加提出予定の議案につきましては、今日、明日の委員会で十分御議論いただいた上で、閉会日には委員会付託を省略し、議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第64号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】

- 警察署統合の成果について（資料②）
- 徳島東警察署庁舎整備基本構想（案）の策定について（資料③）

石川総務課長

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、平成26年度一般会計補正予算（案）並びに繰越明許費（案）について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で2億9,348万3,000円の増額補正することとしております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について御説明いたします。

まず、公安委員会費は、公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費として、104万9,000円を減額するものであります。

次に、警察本部費は4億8,271万4,000円の増額であり、内訳は、給与費として4億1,837万3,000円の増額、警察本部及び警察署の運営等に要する経費として6,434万

1,000円を増額するものであります。

次に、警察施設費は総額で7,905万円の減額で、内訳として、交番・駐在所等整備事業費805万円、警察署整備事業費3,800万円、警察職員宿舍整備事業費3,300万円を減額するものであります。

次に、運転免許費は、自動車運転免許試験及び行政処分事務費として、7,196万6,000円を減額するものであります。

続きまして、恩給及び退職年金費は、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として、331万1,000円を減額するものであります。

次に、警察活動費として総額で3,385万5,000円の減額であり、内訳は、警察装備費として2,757万2,000円の増額、一般警察活動費では、交番・駐在所等の地域活動等に要する経費として2,216万9,000円の減額、刑事警察費では、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として450万円の減額、交通指導取締費では、交通事故・事件捜査及び交通指導取締りに要する経費として560万円の減額、最後に、交通安全施設整備事業費については総額で2,915万8,000円の減額で、内訳は、県単独事業では、交通管制システム高度化更新に要する経費について入札の結果等により2,315万8,000円の減額、維持補修費では、交通安全施設の維持補修に要する経費として600万円を減額するものであります。

なお、一般警察活動費には、昨年12月、県西部において大雪により一部集落が孤立したところではありますが、補正予算（案）には、当委員会での御示唆を踏まえ、山岳地帯を管轄する那賀・美馬・三好の各警察署の部隊員が雪山等で活動するために必要な装備資機材を整備する費用として300万円を計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費（案）について御説明いたします。

繰り越す事業は、警察本部庁舎空調更新に要する経費として、7億300万円を翌年度に繰り越すものであります。

繰越しの理由につきましては、計画に関する諸条件により、年度内に工事の完了が困難になったことから、翌年度に繰り越すものであります。

以上、2月補正予算（案）並びに繰越明許費（案）について、御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

児嶋警察本部長

昨年4月に統合した阿波吉野川警察署、美馬警察署の統合の成果について、お手元の資料に基づき説明します。

まず、資料の左半分を御覧ください。

統合署の新たな組織体制については、まず第一に管理部門の警察官を可能な限り削減し、現場活動を行う警察官に振り向けました。

具体的には、阿波吉野川署の係長以下の警察官を2人増員し、また、警察本部の機動捜査隊と広域自動車警ら隊を増強し、統合署の分庁舎にそれぞれ6人を配置することで、現

場活動を行う警察官が計14人増加しました。

統合署の交番・駐在所は現状のまま維持し、分庁舎に副署長と交通警察官やパトカー乗務員を配置することで、夜間・休日の当直体制を強化しました。

また、パトカーの複数台運用、機動捜査隊等との連携運用により捜査力を強化しました。

更に、運転免許更新事務、各種相談の担当者については、これまでどおり各庁舎に配置し、行政サービス機能を維持しました。

次に、資料の右半分を御覧ください。

統合の成果については、街頭活動の強化・レスポンスタイムの短縮、捜査員の集中的かつ機能的運用、警察力の強化による地域の治安の向上が挙げられ、これらが好循環を形成した結果、顕著な実績を上げることができました。

具体的に、刑法犯認知件数については、阿波吉野川署がマイナス27.2%、美馬署がマイナス33.7%と、大きく減少しました。

また、交通事故発生件数も阿波吉野川署がマイナス11.7%、美馬署がマイナス26.7%と、大きく減少しました。

なお、統合前には、管轄区域が広がったことから警察官の到着が遅れるのでは、との意見もありました。しかし、街頭活動の強化、パトカーの複数台運用などにより、110番通報を受けてから現場に到着するまでのレスポンスタイムは、両署とも大きく短縮しています。

そして、捜査員の集中的かつ機能的な運用と、レスポンスタイムの短縮に見られる初動対応力の向上の結果、刑法犯検挙率は、阿波吉野川署が79.3%、美馬署が98.0%と、両署とも前年同期比でプラス30ポイント以上という驚異的な実績を上げました。

さらに、犯罪や交通事故が減少し、かつ強盗致傷事件をはじめとする重要事件を早期に検挙したことで、地域警察官が長期間にわたり捜査用務に従事しなくてもよくなった結果、警らと巡回連絡の時間が大幅に増加しました。

具体的には、警ら時間は、阿波吉野川署がプラス1,563時間、美馬署がプラス765時間、巡回連絡時間は阿波吉野川署がプラス215時間、美馬署がプラス164時間でした。

以上から、県警察では、警察署統合の成果は極めて大きかったと評価しています。

なお、今回の報告内容については、県警ホームページに掲載するとともに、統合後1年間の統計データが出そろった段階で改めて統合の成果を取りまとめ、積極的に情報発信し、説明責任を果たしてまいります。

県警察としては、今回の統合の成果を踏まえ、引き続き、県警察の組織体制の在り方について更なる検討を進めてまいります。

続きまして、徳島東警察署庁舎整備基本構想（案）の策定について報告させていただきます。

徳島東警察署庁舎の整備につきまして、今年度は基本構想を取りまとめているところです。

この基本構想は、県警察がこれまで実施してきた部内アンケートや有識者会議からの提

言、先進県の視察による調査・研究の結果を踏まえ、新庁舎に求められる機能・規模や整備手法などを盛り込んでいます。

お手元に基本構想（案）のダイジェスト版を配布しておりますので、それを御覧ください。

1枚目は、総括表として基本構想の内容を総括しています。

基本構想は、現在の庁舎における治安・災害対策上の課題、新庁舎に求められる機能や性能、財源等の整備手法の3点から構成しています。

徳島東警察署は、本県のセンター署であり、これにふさわしい設備・機能のほか、警察本部や他の警察署の補完機能も有する施設を目指しています。

2枚目は、一つ目の柱である現状と課題です。

これは、現状の庁舎について、治安対策、災害対策、そして利便性の三点から課題を整理したものであり、新庁舎は、こうした課題の解消に向け、整備を進めることとしています。

3枚目は、二つ目の柱である機能・性能です。

ここでは、新庁舎に求められる機能や性能を取りまとめています。

警察署庁舎は、治安維持のための基本機能を備えていることは申すまでもありませんが、本県においては、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているところであり、こうした災害時には、警察活動の拠点として必要な機能を確保しなければなりません。

そこで、庁舎の耐震性・対津波性を確保すること、県庁舎・警察本部庁舎が被災して機能不全に陥った場合、その補完施設となる災害応急対策スペース、さらに、津波発生時における地域住民の一時避難場所ともなる立体駐車場の整備も構想に盛り込んでいます。

庁舎の基本性能につきましては、DNA型鑑定のための施設整備の充実等、変化する治安に的確に対応するための機能の整備を進めてまいりたいと考えています。

その他、眉山の景観等、徳島市内における景観にも配慮することとしています。

4枚目は、三つ目の柱である整備手法です。

本県の財政事情は、引き続き厳しい状況にありますが、同署の庁舎整備は多額の予算を伴うものであり、本事業の実現性を高めるため、民間資金を活用した整備手法として、PFI事業の可能性についても検討することとしています。

PFI手法を用いて警察庁舎を整備した例としましては、千葉県及び山梨県警察本部がありますが、警察署庁舎単独で整備した事例はありません。

現在、県警察においては、民間資金の活用により職員宿舎の整備を進めているところですが、同署の整備につきましても、更なるコスト削減、クオリティ向上の観点から、PFI事業の可能性を検討してまいりたいと考えています。

以上、徳島東警察署庁舎整備の基本構想（案）について説明いたしました。引き続き、議員各位の御理解・御意見を賜りまして、同署の庁舎整備を更に前進させてまいりたいと考えています。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

木南委員

前に質問したこともありますが、徳島県の道路交通事情は特殊であると思います。なぜかと言えば、公共交通機関が貧弱である。そのため、1世帯当たりの車の保有台数が非常に高く、誰もが車に乗っている。もう一つは、道路事情が必ずしも万全ではないところがあると思います。しかし、そのような中、交通事故が非常に減少しているということで、県警察の御努力に敬意を表するところでもあります。しかし、右折レーンになかなかお金が掛けられない。また、片側1車線の道路において、沿道サービスに入るためのドライバーの譲り合いといったものが非常に希薄ではないかと思います。これがひいては交通渋滞につながる。そのため、以前、マナー教育は非常に大事なものであると申し上げました。多分、新しく出来た運転免許センター等でいろいろ行われていると思いますが、県警としてマナー教育をどのように考えているのですか。

薄墨交通部長

今、委員がおっしゃったマナー教育とは、交通安全のマナー教育になるかと思いますが、確かに、譲り合いの精神等については希薄であると、ドライバーとして多々感じるところでございます。いろいろな形でスローガンを掲げておりますし、いろいろな各層に応じてマナーの重要性をはじめとする安全教育を実施しているところでございます。

木南委員

私も車に乗りますが、この前にお話を申し上げたときから改善されたという実感がありません。多分、免許証の書換えや取得のとき、非常に熱心に安全教育をされていると思います。警察の仕事ではないのかもしれませんが、いずれにしても交通事故、交通渋滞をなくすことは非常に大事だと思うので、もう少し踏み、知事部局や教育委員会との連携、協力といったことを考えてほしいと思いますが、いかがですか。

薄墨交通部長

交通事故防止、渋滞対策等につきましては、関係機関、団体等との連携も含めまして、いろいろな形でより一層充実できるように講じてまいりたいと思っております。

木南委員

頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に移りたいと思うのですが、去年、青色LEDが発明、開発されたということ

で、日本人3名の方がノーベル物理学賞を受賞したわけであります。これは、本県だけでなく、全国あるいは世界に発信され、テレビでも目にしたわけであります。その中で、見たことがある人がテレビに映っていました。その方は、ここにお座りの杉本拠点整備課長でございました。なぜ映っていたのかというと、全国で初めて青色LEDが出来たとき、信号機を開発された。多分、世界で最初だと思いますが、このようなニュースを見させていただきました。そこで、県警察職員に杉本課長のことをお聞きしたら、LEDの信号機はもちろんでありますが、原発事故以来、いろいろ計画停電が行われましたけれども、停電時にも電気が消えない信号機は災害時に非常に有効だということで、全国的にも普及していますし、県警が運用しております最先端の交通管制システム、交通管制システム徳島モデルといひましょうか、これも交通管制に非常に有用性が高いということで、全国的に広がってきていることをお聞きしました。ほかにもナンバーワン、オンリーワンと言われる県警の功績は枚挙にいとまがありませんけれども、これらの技術、施策の中心となって全力で取り組まれてこられたのが杉本課長でございます。お聞きすると、警察官として採用されたのではなく、事務職員として採用された方で、この県議会に初めて出られたとのことであります。その高い見識については、尊敬に値するわけであります。ところが、残念といひますか、御本人にとっては喜ばしいことだと思いますが、今年で定年退職だそうです。今まで培われた経験やノウハウを後輩に受け継いでほしいと思いますが、その辺についてお聞かせ願えたらと思います。

杉本拠点整備課長

ただいま、身に余りますお褒めの言葉を頂き、ありがとうございました。今、紹介していただいた施策を長い間させていただいたわけですが、そもそも警察の活動施設を総称して申し上げさせてもらいますと、予算的に厳しいものがございまして。その中で効果的なものを行っていく。それから、パトカーを買うとか、警察の庁舎を建てるといったものではなく、県民の皆様方が日常使われるものがベースになっているという背景がございまして。私が拝命した当初、交通部で仕事をさせていただいたのですが、非常に交通事故が多かった。当時は、死者が年間180人であるとか、車の登録台数が毎年1割ずつ増えていくような状態であり、道路整備が非常に遅れていました。極端な話をさせると、舗装路がすべてではないような状況でした。交通戦争の始まりといった時期に仕事をさせていただいたものですから、世の中の道路交通に対して何か良いものという経緯がございました。青色LEDは、平成5年に日亜化学工業株式会社で純青色のLEDを最初に製品化しました。信号機というのは青緑色と規定されていまして、次の年に日亜化学工業株式会社と一緒に青緑色のLEDを作りまして、それを信号機に活用しました。当時、価格面が高いとか、非常に批判的な意見も多々ございましたが、本県におきましては、議会や知事部局から賛同意見を頂きまして、予算も別枠で措置していただき、西日対策や朝日対策ということで、特に東西道路である国道192号線を集中的に整備させていただきました。その3年後に事故の評価をして、約2割の人身事故の減少が見られたという結果を報告さ

せていただいた次第であります。私も定年後は一県民としまして、後継者の育成に関わってまいりたいと思っている次第であります。どうもありがとうございました。

木南委員

ありがとうございました。定年というのは地方公務員法の中にあって、我々がどうすることもできませんが、今もお話ししていただいたように、県警の交通管制又はいろいろな科学的知見は非常に重要であると思います。そのようなことから、今、定年退職で県警察を去られるのは非常に惜しいわけでありまして、我々が人事に介入するわけではありませんが、その辺の御配慮をお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

岸本委員

それでは、配っていただいた説明資料（その3）について、もう少し中身をお聞きしたいと思います。資料3ページの繰越しについてですが、先ほど計画がずれたとのお話だけでしたので、この7億300万円を繰り越さなくてはならない理由について、もう少し詳しく教えていただけますか。

尾田会計課長

ただいま、委員から繰越明許費の件について質問がございました。

今年度予算で実施している警察本部庁舎空調設備更新事業につきましては、24時間稼働している警察本部の機能を維持しつつ、大規模工事で行っているものであります。当該事業の実施時期の決定に関しましては、業務運営の日程調整等に時間を要したため、年度内の工事完了が困難になったところがございます。したがって、当該事業の予算額7億4,500万円のうち、設計経費4,200万円を除いた7億300万円について、翌年度に予算の繰越しの議決をお願いしているものでございます。

岸本委員

10億円のうちの3億5,000万円が年度内執行予定額であり、計画がずれ込んだために7億円が繰越しということでしたら、ちょうど倍になります。今の説明では、納得しかねます。例えば、入札が不調になったとか、どういったことが起こったとか、時間的にどうだったかといったことを説明していただかないと、次年度も3億5,000万円しか消化できませんと聞こえるものですから、もう少し具体的に中身を教えていただけますか。

笠井委員長

小休します。（11時01分）

笠井委員長

再開します。（11時01分）

尾田会計課長

現在、この大規模工事につきまして、まだ入札等は行っておりません。また、日程調整に時間を要した件についてですが、どうしても夏場は工事が出来ないような状況でございます。ただ、委員御心配の次年度への繰越し等については、一応、来年度で終わらせる方向で考えているところでございます。

岸本委員

この工事が終われば、すべての警察署の空調工事は済みますか。

尾田会計課長

今回計上しております空調施設については、本部庁舎のみの事業になっております。

岸本委員

次年度の6月以降に予算が組まれると思うのですが、この7億円がずれ込んだから、その次の年もまたずれ込むことはありませんか。その辺の確認だけをしたいと思います。

笠井委員長

小休します。（11時03分）

笠井委員長

再開します。（11時04分）

尾田会計課長

一部訂正させていただきます。7億300万円が繰越しとのことでございますが、7億300万円のうちの約6億円につきましては、既に契約は終わっておりまして、次年度で工事が行われる予定となっております。先ほど申しましたように、この経費につきましては警察本部庁舎だけを対象にしておりますので、他の施設につきましては影響を及ぼさないと考えております。

岸本委員

ありがとうございました。

それではもう一点、今日の説明でもございました徳島東警察署についてお尋ねしたいと思います。まず、そもそも論ですが、作っていただいた基本構想（案）には場所が書かれていません。場所については、まだ皆さんの想定の中にあるのですか。少なくとも、どここの場所に行っても基本的にそれだけのスペースが有るところを選んでいるのかもしれませんが、そうした場所がわかっていない中での基本構想（案）にそもそも意味があるのかど

うか、お尋ねします。

杉本拠点整備課長

今回の基本構想において場所が未決定ではないかとのことでございますが、今回の基本構想につきましては、庁舎建設に向けましたグランドデザインを策定するものでございまして、警察署における各部屋間、各部署間の相関関係や警察独自の設備でございまして留置施設や取調室の配置、南海トラフ巨大地震等に的確に対応するために必要な防災機能の強化、新庁舎に求められる機能や規模、整備手法など、様々な角度から分析を加え、整備に向けた方針を取りまとめたものでございます。したがって、今回の基本構想の策定後に立地条件や敷地面積の補正等を行うことは十分可能でございます。今回のような基本構想を策定することが、今後の事業推進につながるものと認識しているところでございます。

岸本委員

ということは、事業規模はもう決まっていると。それに見合うスペース以上のところをこの構想にどう連動して、どういう部屋の構成にするのか決めて、それに合わせた規模ということで、事業規模としてはどれくらいになるのでしょうか。今の徳島東警察署は狭いと言われてますし、その辺も改善された規模で構想を作っているのであれば、全体の規模はどれくらいになるのですか。

杉本拠点整備課長

今回の徳島東警察署新庁舎の事業規模等でございますが、現在の徳島東警察署の延べ床面積は約6,000平方メートルでございます。基本構想におきましては、この現況の庁舎をベースにいたしまして、必要な諸室、特に捜査専用関係の部屋や取調室などの増設を想定しておりまして、今回の基本構想におきましては、約8,500平方メートル程度としております。今回の基本構想におきまして、事業費等の算定は行っておりませんが、事業規模等につきましては、今後、整備場所や手法、さらには、その必要な諸室の精査をする必要があると考えており、その際に整備費も含めて検討したいと考えております。

岸本委員

わかりました。

あと一点、PFIということでかなり調査、研究をされて、まとまっているように感じます。しかし、このPFIというのは、そもそも施設の中にコンビニを作ったり、事業収益が有るところでよく使われています。先ほどの説明にもありましたように、これだけの規模の警察署ではまだないとのことでしたけれども、そもそもこのPFIは成り立つのでしょうか。

杉本拠点整備課長

今回の庁舎建設におけるPFI成立の可否に関する質問でございますが、PFI事業には様々な形態や手法がございます。一般的には、公共施設等の設計、建築、維持管理、それから、それらの資金調達といった一連の事業を民間手法で実施することによってございまして、実績のある民間事業者の知見を活用することで、庁舎整備のインシャルコストであるとか、維持管理のためのランニングコストについて、縮減の期待が持たれるところでございます。

今回の徳島東警察署庁舎の整備手法につきましては、今回の基本構想でははっきりと示しておりませんが、庁舎の清掃や電気や空調の管理につきまして、現在でも民間に委託している部分もでございます。そういうものも含め、PFI事業に組み込んで実施できることが可能かどうか、検証することとしております。

岸本委員

わかりました。場所が最大の関心事であると思いますが、徳島東警察署についてもかなり進んでいるとのことでございます。何としてでも次年度でやり遂げていただきたいと思っております。本部長の決意をお願いします。

児嶋本部長

徳島東警察署は、建築後43年が経過しておりまして、その老朽・狭隘化が著しい状況にあります。そこで、県都徳島市の治安維持、あるいは近く発生が懸念されています南海トラフ地震をはじめとする各種災害に万全を期すためには、この徳島東警察署の庁舎整備が極めて重要であって、早期に整備する必要があります。同時に、同署の整備には多額の経費を要することはもとより、将来の徳島市の治安状況などを見極めた上で、慎重に進めなければならないものでもあります。そこで、今回の基本構想の策定は、我々としても徳島東警察署の整備における大きな前進であると考えております。今後とも最大限の努力を尽くしてまいります決意であります。

藤田元治委員

先ほど、本部長のほうから警察署の統合の成果について説明していただきました。県西部4署の統合によって、美馬とつるぎ、そして、阿波と吉野川の4署が二つになり、美馬署と阿波吉野川署になったわけでありまして。美馬署に関しては、住民の方から余り異論を聞かなかったわけですが、阿波吉野川署については、いろいろな動きもあった中での統合だったと思います。1年たった今、住民の反応はどのようなものだったのでしょうか。

河村警務部長

これまでの間、統合署では、地域住民の方々が出席する会合や県警ホームページ、交番、駐在所が発行する広報紙、地元ケーブルテレビなどを通じて、窓口業務の案内や統合署管内の治安情勢を説明し、併せて御意見、御要望を頂いているところでございます。

地域住民の方々や自治体からは、パトカーや警察官の姿をよく見掛けるようになった、

分庁舎に警察官が居るので不安はないという御意見を頂いた一方で、地元には警察署がないのは不安だ、管轄区域が広くなり現場到着時間が遅くなるのではないかと、という御意見を頂いたところであります。統合署において、引き続き、統合の効果を最大限に発揮し、管内の治安の維持、向上に努めるほか、統合の成果を積極的に情報発信し、地域住民の不安感の解消に努めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

先ほどの本部長の説明では、相当な効果が出ているようではありますが、予算でありますとか、経費面ではどのような効果があるのでしょうか。

尾田会計課長

警察署統合による経費面の効果につきましては、今回の警察署の統合というのは警察署の庁舎をそのまま活用する、いわゆる分庁舎方式を採用したほか、消費税の増税、電気料金の値上げなどがありましたため、単年度で比較してみたところ、明らかな削減効果は見られなかったところでございます。ただし、将来的に見れば、試算ではございますが、例えば、四つの警察署の庁舎を同規模のまま新たに整備したと仮定した場合、用地取得等の費用を除きまして、一つの警察署当たりで約20億円、合計80億円程度が必要になってくると見込まれております。現時点におきましては、統合庁舎の位置や規模等は未定でございますことから、二つの警察署の統合庁舎整備に要する事業費用を明らかにすることは困難でございますが、それでも四つの警察署の庁舎を新たに整備するよりも相当な経費の削減になり、財政的にも効果があると認識しております。

藤田元治委員

コスト的にも結構な効果が上がっているとのことですが、警察署の統合に関しては、昨年6月の付託委員会で総合的效果の分析や今後の在り方等について質問させていただきましたが、その後に新たな問題点、改善点があれば教えていただきたいと思っております。

河村警務部長

委員御指摘のとおり、6月定例会におきまして、委員のほうから統合効果の検証と問題点の是正に関する御要望を頂いているところでございますが、これにつきまして、地域住民の方々や自治体のほか、統合署の職員から意見、要望を聴取し、問題点の把握に努めているところであります。現在のところ、治安や行政サービスの低下を招くような大きな問題は承知しておらず、更なる治安の維持、向上を図るため、このたびの定期異動で警察官を増員配置したほか、留置管理業務の拡充等も予定しており、引き続き、問題点の把握、改善に努めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

新たな問題も余り発生していないといたしますか、これから新たな取組を行っていくとのことです。昨年の委員会で、今後の人口減少問題や厳しい財政状況を考慮して、老朽化施設の整備の在り方などの問題を、今後の警察の再編整備計画に総合的に勘案して検討するといった答弁を頂きましたが、第一段階として、県西部4署を統合し、1年たった状況で、警察署の耐震改修や再編整備に対する方針はどのようになっているのか、お伺いをします。

河村警務部長

今後の警察署の再編整備計画についてのお尋ねだと考えておりますが、現在のところ、具体的な計画案はございませんが、本県の治安や県民の安全・安心の確保を最優先として、限られた体制をいかに運用していくかということが重要だと考えております。

県警察におきましては、県西部4署の統合成果は大きなものと評価しておりますが、依然、夜間、休日の体制が脆弱であり、事件、事故に適切に対応が出来ない可能性のある警察署も残っておりますので、今後、治安情勢や今回の統合の成果も踏まえて、更に管轄区域や組織体制の見直しを進めていく必要があると考えております。

また、御指摘のとおり、あらゆる災害に対しても的確に対応できるように、庁舎の耐震化や長寿命化を内容とする徳島県国土強靱化地域計画、徳島県公共施設等総合管理計画を策定中でございますが、これら計画においても大胆な組織の見直しや新たな県民ニーズなどのソフト面の見直しも求められているところであります。現在のところ、御説明したとおり、具体的な再編計画は策定しておりませんが、こうした観点からも、今後の施設整備に併せて、組織体制の在り方を検討する必要があると考えております。

藤田元治委員

先ほどの本部長の説明では、統合後1年の統計データが出そろった段階で改めて統合の成果を取りまとめ、広く県民に周知するとのことでありました。管内住民の不安解消、また、今後の再編整備の判断材料とするためにも、これからも引き続き定期的かつ詳細な情報発信を行っていただきたいと思っております。

次に、雪山対策について、お伺いをいたします。昨年12月、県西部の大雪による災害によりまして、12月の付託委員会で雪山災害に対する県警察の体制と装備の充実を要望しましたところ、今回の補正案の中に雪山活動に必要な資機材として約300万円が計上されています。具体的にどのような装備を整えるのでしょうか。

澤口生活安全部長

現在、提出しております2月定例補正予算案には、雪山活動に必要な装備資機材を整備のための予算を計上し、調達することとしております。具体的には、警察官が雪山で活動できる防寒着、ザック、登山靴、かんじき、ストックなどの装備品を30人分購入しまして、本年3月初旬には本部機動隊や剣山山系を管轄する警察署に配備することとしております。

藤田元治委員

大変危険が伴います雪山での災害活動というのは、装備を整えるのも重要であります。個々の警察官のスキルアップが非常に重要であると思います。さきの委員会でも雪山に対する知識・技能の習得ということで、県警察では訓練の充実を図り、迅速な対応が出来るように努めるとの説明を頂きましたが、その後、どのような活動をされているのでしょうか。

澤口生活安全部長

雪山災害に対する訓練に関してですが、雪山における山岳遭難救助について、近く優れた知識・技能を有する先進県への視察を実施するなどして、取り組むこととしております。

具体的には、今年3月1日から3日間、富山県警察の山岳警備隊に警察官2人を派遣し、装備資機材の活用や訓練状況などのノウハウを学び、今後の訓練に生かすこととしております。また、救助訓練のみならず、山岳地域の交番・駐在所員の活動についても視察の上、今後の訓練や日常業務に反映してまいります。

藤田元治委員

雪山での救助活動というのは、警察だけでは非常に困難な部分があるのではなかろうかと思えます。多くの雪山のノウハウを有します地元の消防団、民間の山岳団体などとの連携も非常に必要だと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

澤口生活安全部長

雪山での災害や遭難事案の対応については、緊急性がある一方、活動に従事する職員にも大きな危険性を伴うところであります。したがって、災害の規模等に応じ、自治体、自衛隊、消防等の関係機関と連携、協力しながら、迅速、適切に救助活動等を行ってまいりたいと考えております。民間の山岳団体との連携については、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

藤田元治委員

消防や自衛隊も必要ですが、山のこと、例えば、剣山であれば剣山のことをよく熟知した方が地元にはいらっしゃると思いますので、常にそういう方との連携を図っていただきたいという思いがあります。

また、県内の災害対策については、これまで主流でありました南海トラフの巨大地震でありますとか、昨年8月の豪雨のような風水害のほか、昨年12月の大雪による雪山対策が加わることになったわけではありますが、県警察としては、いかにして装備の充実、また、体制強化をはじめとする雪山対策に取り組んでいくのか、決意をお伺いいたしまして終わりにいたします。

澤口生活安全部長

今回、警察官が雪山での活動に必要な装備品を整備することとしたものであります。これら装備を使用の上、習熟訓練に努めてまいります。また、先進県であります富山県警の山岳警備訓練状況の視察結果や関係自治体との連携を強化して、万全を期してまいります。

なお、県警察においては、昨年、徳島県警察山岳警備隊を発足させたところであります。が、体力の錬成や登山技術・技能の向上に努めながら、山岳における災害、遭難事案に的確に対応できるよう、図上あるいは実地訓練に取り組んでまいります。

中山委員

何点か質問したいと思います。先ほど石川総務課長のほうから説明していただきましたが、まず最初に、説明資料（その3）の中の警察活動費⑤交通安全施設整備事業費の減額について、もう一度内容を説明していただけますか。

石川総務課長

交通安全施設整備事業費に関する減額分については、入札などにより差金額が増えたことによる減額でございます。買おうとしたものが買えなくなったわけではございません。

中山委員

予定していた予算が執行できなかったわけではないのですね。

石川総務課長

予定どおり執行したのですが、入札差金などにより減額設定しております。

中山委員

次に、本部長の説明にもあったように、刑法犯の犯罪がかなり減ってきていると。小松島警察署においてもかなり激減しまして、かつて同署の署長であった石川総務課長、また、川端署長をはじめとする小松島警察署の署員の皆様方、特に、交番の署員の皆様方の御活躍があってこそだと認識しております。先日の産経新聞に、交番の活動というのは、警察官が巡回し、地域と交流することにより、未然に犯罪等を抑止する効果があると載っていました。そのような一生懸命の活動が刑法犯の未然防止に非常につながっているのではないかと考えておりますが、20日の新聞記事によると、その一生懸命な活動の根底をひっくり返すような事件が起きました。というのは、群馬県の警察官による誘拐未遂事件が起きた。それも、巡回連絡で会った女の子の名前を把握して、それから事件につながったと記事に書かれていました。先般、警察署の交番の人が私の家に来て、家族構成やいろいろなことを聞かれたわけです。私は対応していないのですが、ちょうど女房が居て、その警察官の方といろいろな話をしました。以前にも警察署の交番の方がずっと地域を巡回して、

家族構成や職業などをいろいろ聞いて回っていることを聞いたのですけれども、初めて私の家に来てくれた。この巡回連絡の目的や時期、それから年間何回実施しているのか、また、全戸回っているのか、まずはお聞きしたいと思います。

澤口生活安全部長

巡回連絡は、交番・駐在所等に勤務する制服警察官が、担当する地域の家庭、事業所等を訪問しまして、犯罪の予防、災害・事故の防止等を目的に、必要な事項の指導・連絡や住民からの御意見・要望の聴取を行うものであります。その際、住民の方の御了解を頂いた上で、災害等が発生した場合に備えて御家族の名前・年齢・非常時の連絡先・電話番号等を伺っております。実施する地域は、各警察署を管轄します交番・駐在所等の単位で区分し、巡回連絡の受持区域を指定しておりまして、その担当警察官が訪問しているところでありまして。実施時期については、特定の期間を定めているわけではなく、年間を通じまして、一般の御家庭についてはおおむね年1回以上訪問することとしております。

中山委員

この目的は何ですか。

澤口生活安全部長

犯罪の予防、災害・事故の防止等を目的に必要な事項をお願いしたり、また、訪問した御家庭の方から警察に対するいろいろな御意見、御要望を聴取することが大きな目的の一つです。

二つ目の目的は、いわゆる災害・事故等が発生した場合において、御家族の氏名・年齢・非常時の連絡先の電話番号を伺っておりまして、災害等が起こったとき、事前に聞いた資料に基づきまして、安全を確認させていただいております。

中山委員

今、個人情報取り扱いについては誰もが慎重ですので、幾ら警察といえども信用していただけない家があり、非常に苦勞なされているのではないかと思います。そういったところにこういった事件が起きたら、なおさら情報聴取がますます難しくなってくると思います。警察官が集めてきた資料の管理の仕組みというのは、どのようになっているのでしょうか。

澤口生活安全部長

巡回連絡で把握した事項は、担当警察官が巡回連絡カードに記載し、交番等の施錠の設備の有るキャビネットに保管します。その個人情報は、犯罪の予防、災害・事故の防止等の警察目的にのみに限定して活用しております。本県では、交番・駐在所等における個人情報が記載された書類等の適正な保管管理について、通達を発出するなどして指示してい

るところですが、当該事案を受けまして、巡回連絡で把握した個人情報の適正な保管管理の徹底、個人情報の私的流用禁止、若手の地域警察官に対する身上把握・指導の徹底について、本年2月20日付で本部地域課から各警察署に対し、口答指示を実施したところであり、また、人事異動により初めて駐在所勤務となる若手警察官に対しては、早期に研修会を実施しまして、巡回連絡の目的、把握した個人情報の適正管理等について、指示、強要を徹底したいと考えております。

中山委員

個人情報というのは非常に重要なものであり、特に警察から個人情報が漏れたということとはあってはならないと思いますので、今後とも管理や指導の徹底をお願いしたいと思います。今、私はちょうど各家庭を回り、困ったことはないですかと聞いておりますが、この4年間で本当に人口減少や独居老人の数の多さを痛切に感じています。また、玄関の呼び鈴を鳴らしても出てくるまでに数分掛かる人がいらっしゃる。そういう人たちは、玄関まで足を引きずりながら来て、対応してくれるのですが、彼らを見るたび、近い将来にかなりの確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震が発生したときにどうするのかと非常に心配になります。要介護者たちがどこに、どのような状態で住んでいるのか、多分、行政はきちんと把握できていないと思います。今お聞きしたら、警察官の人たちは各家庭を訪問し、家族の情報を最も良く知っているのではないかと思うので、その情報を有事の際に使えないのでしょうか。例えば、警察官の数もしれていきますし、それ以外にもっとしなければならぬこともあるのですが、その情報を使って何とか助けることは出来ないのでしょうか。

澤口生活安全部長

巡回連絡で把握しました独居高齢者などに関する情報につきましては、個人情報の保護に十分に留意し、適正に管理しております。特に、独居高齢者の孤独死などを巡回連絡において把握した場合には、必要に応じて自治体等に通報しております。災害時における点につきましては、いわゆる災害ボランティアあるいは自治体と協力しながら、例えば、訪問しまして、災害があったときに避難場所はどこですか、どのように避難されているのかということを警察官が聞きまして、そういう情報を警察のほうで把握しまして、自治体や地域の防災関係団体の方々と連携しているところでございます。

中山委員

先ほど、冒頭でも申し上げたように、今、個人情報の取扱いについては、いろいろところで足枷になっている。非常にやりにくい状況ではないかと思いますが、やはり、有事の際にはそのようなことは関係なく、まずは助かる命を助けることが最優先であると思います。いろいろと問題はあっても、やはり行政と警察はもっと連携していただいて、今後、災害時に要介護者たちを一人でも多く助けるような対策を考えてい

ただきたいと強く要望したいと思います。

もう一点、今日も県庁へ来るときにバイパスを通過してきたのですが、自転車が信号無視をして、車と衝突しそうな危険な光景を目にしました。自転車の安全走行については、今までにこの委員会で何度も議論が出ています。手数料条例の説明のときにもお話がありましたけれども、マナーの悪い自転車運転者が講習を受けなければならないといった道路交通法の一部改正がなされました。そこで、悪質な運転手に対して講習が義務付けられているとのことですが、どのような場合に受けなければならないのか、制度の概要について、もう一度説明していただきたいと思います。

薄墨交通部長

自転車の講習義務化制度の概要について、御説明申し上げます。

6月1日に施行予定となっていて、信号無視や酒酔い運転等の14項目の違反を危険行為と定め、その悪質・危険な常習違反者に講習を受講させることによって、自転車の安全利用の促進と交通事故防止を図ることを目的に改正が行われております。その概要につきましては、危険行為をした自転車の運転者が、3年間に2回以上検挙された場合に受講命令が出されるもので、14歳以上が対象、講習時間は3時間、講習手数料は5,700円となっています。受講しなかった場合、5万円以下の罰金が科せられることになっております。

中山委員

自転車の罰金うんぬんという話ですけれども、例えば、自転車の飲酒運転については、取締りをされていると思います。もし、自転車で酒気帯びなり、飲酒運転で捕まった人が運転免許証を持っていた場合、運転免許証の取消といったことになるのでしょうか。

薄墨交通部長

運転免許証を持っている者に対し、行政処分については基本的に点数制度を行っておりますが、自転車の違反の場合には危険性帯有ということで、いわゆる停止処分が科せられる場合があります。過去に1回、飲酒運転をしたということで、運転免許の停止処分をしたこともございます。

中山委員

運転停止処分になるということですが、そういったことは我々もなかなか知らない。それくらい自転車の事故・違反というのは悪質だということをもっと周知する必要があるのではないかと思います。我々も絶対に乗ってはいけないと肝に銘じておきますけれども、その辺の違反というのがなかなか減らない。特に中学生や高校生が多いと思います。中学生や高校生というのは、運転免許証を持っていないので取消うんぬんということはありませんが、2014年までの5年間で自転車事故により7人が死亡していることが新聞に載って

いました。自転車というのは誰でも簡単に乗れますし、学生諸君はまだ動体視力も発達していますので自分は大丈夫だろうということで、イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンをしながら運転するなど、平気で交通違反を繰り返している。しかし、そういった違反によって死亡事故につながる恐れがあることについては余り認識されていないのではないかと思います。もし、スマートフォンを操作しながら自転車を運転し、死亡事故を起こした場合、傷害罪などの罪に適用されると思うのですが、その辺についてはいかがですか。

薄墨交通部長

中高生といえども、交通事故を起こして相手を死亡させた場合には、自転車ですので過失致死傷罪が成立いたします。

中山委員

もし過失致死傷罪が成立した場合、例えば、未成年の方たちにも前科が付く恐れはあるのでしょうか。

薄墨交通部長

成立し、送致した場合には前科が付きます。

中山委員

今、若者の雇用が非常に問題になっています。もし前科などが付き、若者の経歴に傷が付いた場合、就職がなかなか厳しい中で、なお一層、就職が厳しくなるのではないかと思います。その辺のことを中高生の皆さんにもっと周知徹底して、自転車というのは本当に危ない凶器であることをわからせる必要があると思うのですが、今後の取締りの強化に向けた取組をどのように考えているのですか。今以上に強化していただきたいと思いますが、いかがですか。

薄墨交通部長

先ほどの件について、前科ではなく、前歴ということで訂正させていただきたいと思えます。

また、自転車の取締り方針と今後の広報啓発はどうするのかということでございますが、従来の自転車の違反については、毎月第2月曜日を自転車街頭指導強化日等に指定しまして、集中的かつ重点的な指導取締りを実施しております。今後も集中的かつ重点的な指導取締りを実施することとしておりますが、今回、自転車講習制度の実施を受けまして、指定14項目の違反を中心に悪質・危険性の高い違反、あるいは警察官の警告に従わずに違反を継続する場合には、検挙も辞さずといった厳しい姿勢で対応していくことといたしております。

さらに、広報につきましては、事故で怪我をさせてしまった場合の刑事処分や民事上の責任についても、SNS等を活用しました広報を含め、あらゆる機会を利用して積極的に広報啓発をしてまいりたいと考えております。

中山委員

前科と前歴の違いについて、少し説明していただけないでしょうか。

笠井委員長

小休します。（11時49分）

笠井委員長

再開します。（11時49分）

薄墨交通部長

失礼しました。少年ですので、非行歴ということになります。

笠井委員長

小休します。（11時50分）

笠井委員長

再開します。（11時51分）

中山委員

今、健康志向で、自転車に乗る方も増えています。多分、通勤に自転車を使われている方もいらっしゃると思います。そういった人たちは運転経歴もあるから、こういうことをしたら事故につながり、大変なことになるということがわかっていますが、自動車を運転しない中学校、高校生の人たちは、反射神経が優れておりますから、こんな運転でも大丈夫だろうと、人間の性能を過信して危険行為に及ぶこともあります。それが重大な加害行為になる恐れがあることを知らしめていただきたいと思います。幾ら新聞に悪質自転車運転手の講習義務化と大きく書かれても、今の学生諸君は活字離れが進み、スマートフォンばかり見ているので、先ほどもおっしゃったようにSNSをもっと活用するなど、若い世代の人たちに何か周知できる方法はないのかということを考えていただきたいと思います。くれぐれも将来有望な若者の経歴に傷が付かないよう警察の皆様にご要望を申し上げまして、質問を終わります。

松崎委員

事前委員会の際、県はストーカーやDV対策をしっかりと強化し、警察官も増員すると

いったお話がございました。去年の8月くらいの新聞だったと思うのですが、ストーカーやDVが事件に発展するケースが多いということで、警察庁では来年度から本格的に対策が行われるみたいであります。今、徳島県も少子化対策ということで、男女の出会いも含めていろいろなことが言われておりますけれども、男女の出会いの中で結婚して、出産し、幸せな家庭を築けたらいいのですが、付き合いの段階でストーカー行為になったり、結婚しても家庭内暴力や児童虐待が起きたりということで、どうしても暗い部分の中で警察が果たさざるを得ないような事案もあるのかなど。だから、警察としても本格的に取り組まれるのだろうと思います。

そこで、新聞報道によると、全国的な被害者は約7万人を超えと言われており、その中でも1割強くらいは緊急に避難しなければならないということで、約7万人ですから7,000人強となります。県警察も一時的に避難する制度を作るとお聞きしましたが、県内に一時避難が必要な方がどの程度いらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

澤口生活安全部長

一時避難を必要とする被害者の数については、被害者の置かれた状況や意思を尊重の上、一時避難の必要性を判断しております。平成26年中、警察に寄せられた相談事案の一時避難状況は、ストーカー相談220件のうち、一時避難をしたのは19件、DV相談373件のうち、一時避難をしたのは141件となっております。県警察としまして、ストーカー・DV事案への対処につきましては、被害者の安全確保が最優先であると認識しており、一時避難が必要な事案については、関係機関等と連携し、適切な対応に努めているところであります。

松崎委員

ありがとうございます。つい最近、私の身近なところで聞いたのですが、家庭内で御主人の暴力行為があって、着の身着のまま子どもさんを抱えて家を出たと。そして、実家へ行ったのですけれども、実家の親から帰ってくるなど言われた。駅の近くのビジネスホテルで1泊するくらいのお金しかなく、2泊目は近くの食堂の一部屋が空いているということで、そこで子どもさんと寝泊まりして、いろいろ対応されたみたいであります。先ほど、DVにより一時避難したのは141件といったお話がありましたが、平成27年度はどのような予算措置がなされているのかお聞きしたいと思います。

それから、県警にまで助けを求めてくる被害者ですので、しっかり支援を受けてほしいと思うのですが、支援を受けるにはどういった条件があり、どういう執行がなされるのか、お聞きしたいと思います。

澤口生活安全部長

まず、1点目の予算措置ですが、ストーカー・DV事案への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体安全確保のための措置を優先的に講じる

必要があります。一方、この種事案の被害者は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇する例が見受けられます。そこで、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担するため、県警察といたしましても当初予算案に盛り込んでいるところであります。

次に、その基本的な考え方ですが、費用負担の条件については、現在、制度を運用するための取組方針を検討しております。配偶者暴力支援センターなどの施設に避難することが出来ない場合などの条件を付することを検討しております。避難に掛かる費用の全額負担につきましては、宿泊施設等の利用料金を負担することとしております。また、その期間は、危険性が除去されるなど、被害者等の安全を確保するための一時避難として必要な期間を考えているところであります。県警におきましては、今後とも被害者の安全を最優先にストーカー・DV被害の未然防止を図ってまいります。

松崎委員

先ほど事例を申し上げましたけれども、今回、たまたま地元であったケースというのは、そういったことも思い付かず右往左往したとのことでございます。そこで、ストーカーやDV事件などにより悲しい事件が起こらないように、この補助制度についてはしっかり広報活動していただきたい。また、関係機関と協力しながら、被害者保護の立場でしっかりと取り組んでいただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

澤口生活安全部長

制度の概要が明らかになりましたら、個々の相談にも適切に対応いたします。いろいろな機会を通じまして、県民の皆様を知っていただきたいと考えております。

松崎委員

せっかくストーカーやDV対策に警察が乗り出したので、新年度事業になりますが、その内容をしっかり広報していただきたい。もしものときの駆け込み寺というか、駆け込んでいただき、次の生活へステップできるようになればいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと一点、2月10日と23日付けの地元新聞に、県内でも相当数の外国人実習生の方が失踪されているとの報道がありました。これについては、職場に馴染めないことなども含め、問題点が多々あるようですが、失踪に伴って事件も起こしているわけで、県警として失踪に至った原因などをどのように把握され、対応しているのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

逢坂警備部長

失踪の理由につきましては、委員お話のとおり、高収入を得るために関東あるいは中

部・近畿地方など，都会で職を求める傾向があるとか，当初から失踪を目的として，外国人技能実習制度を悪用して入国する，また，受入事業所による賃金不払い等の不正行為に不満を抱いたり，劣悪な労働・生活環境から逃れたいと考えている者がいると承知いたしております。技能実習生の失踪を防止するため，基本的には雇用事業所において適切な業務管理，人事管理等を実施していただくことが大原則でございますが，警察では，各警察署におきまして，雇用事業所を訪問いたしまして，技能実習生に対する各種講習を実施しております。その内容といたしまして，在留資格に合った活動の遵守，外国人が巻き込まれやすい犯罪などについて教養いたしております。また，雇用事業主に対しましては，コミュニケーションによる身上の把握，さらに，適切な在留管理や失踪の前兆事案の早期把握などを要請いたしております。そして，県内の外国人技能実習生受入機関で成る年1回の徳島県外国人技能実習生受入組合連絡協議会の総会に出席させていただきまして，技能実習生の失踪の状況でありますとか，失踪防止の配意事項，また，失踪時の届出要領などについて指導・教養を行っております。このほか，四国4県の警察，法務省及び厚生労働省の担当者が，年1回，協議会を開催いたしております。これについては持ち回りで行っておりますが，そこで外国人労働者問題の地域別の現状や対策などについて，検討及び情報交換を行っております。引き続き，今後も技能実習生に対します各種講習や管理者対策を実施していくことによりまして，関係各機関との連携を密にし，情報交換を行い，失踪防止につなげてまいりたいと考えております。

松崎委員

最後に，新聞報道によると前年度に警察へ66人の失踪願が出されているとのことですが，ひよっとすればもっと多いと思います。また，東京オリンピックを控え，テロ行為が起こり得ることを想定すると，実習生の形で入ってきて，途中から失踪し，そういう活動をする可能性もなきにしも非ずと思います。犯罪がグローバル化している中で，県警においてももしっかり失踪者を把握していただきたい。その辺の今後の対応について，お聞きしたいと思います。

逢坂警備部長

委員御指摘のとおりでございますが，今，正に「イスラム国」，アルカイダなどによる国際的なテロがございます。その防止ではございませんけれども，外国から入国される方々の失踪につきましては，基本的に警察が把握する方法の一つとして，日本人と同じでございますが，行方不明者の届出を受理し，認知する場合がございます。今後，我々といたしましても，あらゆる関係機関，例えば，雇用主の皆さんや雇用主で作られる方の組合，あるいは他県のいろいろな関係機関等と情報交換する中で，適切に状況を把握し，その内容を分析，反映して，逆に，本県から情報を提供することによって，それを防止していくような方向で取り組んでまいりたいと思います。今後とも情報共有が一番大切であると思いますので，あらゆる機会を利用いたしまして，失踪に関する情報収集と共有

をいたしまして、失踪の防止につなげてまいりたいと考えております。

松崎委員

ありがとうございました。今回、新聞記事に外国人実習生の失踪問題が掲載されていたので質問しましたがけれども、観光客を装ったり、堂々と密航という形で入国するなど、いろいろ考えられると思いますが、治安の維持に向け、引き続き、そういった取組をお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

笠井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第54号、議案第55号、議案第64号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たりまして、西宮公安委員長、児嶋警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審査に御協力していただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。審査の過程におきまして表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重されまして、今後の警察行政に反映されますよう強く要望しておきます。

常々、消防と警察は活躍しないほど良いというのが私の持論でございますけれども、日ごろから研鑽されまして、いざというときにはすぐに対応できますよう、十分な準備をしていただきたいと思います。

時節がら、皆様方には御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県政発展のために御尽力いただけますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

ます。どうもありがとうございました。

西宮公安委員長

今年度、最後の総務委員会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

笠井委員長、北島副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員会審議を通して、警察行政全般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。皆様方から御指導、御提言いただきました事項につきましては、公安委員会として警察行政に反映されますよう、県警察を督励してまいります。

どうか皆様方におかれましては、今後とも県政発展のために御活躍されますよう御祈念申し上げますとともに、引き続き、警察行政に対しまして、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

笠井委員長

議事の都合により、休憩いたします。（12時13分）